

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になると翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施(商工指導課)

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正(労政訓練課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

基本測量の実施(管理課)

土地区画整理事業の事業計画の変更(都市計画課)

都市計画事業の認可(三件)(〃)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 告 消防設備士講習の実施(消防防災課)

職業能力開発促進法による技能試験の実施(労政訓練課)

告 示

鳥取県告示第八百七十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成元年十月二日から 平成二年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
平成元年 十月二日	午前十時から 午後三時まで	鳥取市	中国電力株式会社鳥取支店
平成元年 十月三日	午前十時から 正午まで	〃	鳥取市賀露公民館

鳥取県告示第八百七十四号

昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年 十月二十日	平成元年 十月十三日	平成元年 十月十二日	平成元年 十月五日	平成元年 十月四日	"
"	"	"	"	午後三時から 午前十時まで	午後一時から 午後三時まで
"	"	"	"	"	"
"	"	日本電信電話株式会社鳥取 体育館	"	鳥取市民体育館	鳥取市湖山公民館

実技試験の表中

金属プレス加工
鉄 工

一万五百円

を

鉄 工	金属プレス加工
特 級	一万二千五百円
一級及び二級	一万五百円
一万五百円	

に、

機 械

検 査

九千円

を

機 械 検 査

特 一級及

級 一万二千五百円
び二級 九千円

に、

半導体製品製造

を

半導体製品製
プリント配線

造 板製造

に、

油圧装置調整	一万五百円
縫製機械整備	
建設機械整備	
農業機械整備	

を

油圧装置調整	縫製機械整備	建設機械整備	農業機械整備
一万五百円	特 級 一万二千五百円	一級及び二級 一万五百円	一万五百円

に、

合 板 製
機 械 木

工 造

を

機 械 木 工

に、

更生タイヤ製造
プラスチック成形

を

プラ

スティック成形
に改める。

鳥取県告示第八百七十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成元年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成元年八月二十五日

農 林 水 産 部 次 長 尾 田 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考		
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	D C P (%)		T D N (%)	M E (cal/kg)
姫路市 伊藤忠飼料株式会社姫路工場	西伯郡淀江町大字中間558-1 山陰食糧株式会社	①シニア印配合飼料 フロイラー後期用 ②シニア印配合飼料 フロイラー仕上用 ③シニア印配合飼料 フロイラー仕上用	1.6	20.2	8.5	2.4	5.0	1.05	0.89							
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	米子市昭和町10 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所昭和町事業所	くみあい配合飼料 クミニン配合飼料 くみあい配合飼料 子育成用ニュー トベレット	1.6	15.0	3.2	5.2	4.8	0.72	0.54							
		くみあい配合飼料 クミニン配合飼料	1.6	13.9	3.5	7.5	6.0	0.78	0.51							
		くみあい配合飼料 子育成用ニュー トベレット	1.6	18.2	3.0	4.8	6.7	0.98	0.72							

境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	鳥取県経済農業 協同組合連合会 倉吉支所	①くみあい配合飼料 成用用スター17	1.6	17.2	3.9	2.8	9.9	3.13	0.66											
		②くみあい標準配合飼料 スーパーハイフリート72	1.6	15.1	3.4	3.8	5.6	0.87	0.70											
日向市 株式会社 社科学飼料研究 所日向工場 玉野市 加藤製油株式会 社高山工場		くみあい配合飼料 黄金マッシュ	1.5	17.3	3.4	2.3	4.5	0.63	0.50											
		③くみあい標準配合飼料 モーレック特Aソナト	1.6	25.3	20.3	0.1	5.9	0.84	0.68											
		脱脂大豆	1.6	45.7	0.8	5.8	6.1	0.31	0.64											

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第八百七十六号

江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大河原地
区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したの
で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧
に供する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成元年八月二十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十七号

江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地
区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したの
で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧
に供する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月二十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡中山町高橋三九六番地福留寿雄ほか二十六人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業高橋地区区画整理）を平成元年八月二十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）真住地区区画整理）を平成元年八月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
北条町	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国坂地区農道整備	平成元年二月二十八日
"	弓原地区	昭和六十三年二月十日
"	田井地区	昭和六十三年二月十八日

“	“	“	“	“	“	“	“
“	“	“	“	“	“	“	“
田井地区	弓原地区	米里地区	米里地区	弓原地区	弓原地区	江北地区	江北地区
“	“	“	“	“	“	“	“
昭和五十七年二月十五日	昭和五十七年一月三十一日	昭和五十八年三月十五日	昭和五十八年三月十日	昭和六十二年二月三日	昭和六十二年六月十日	昭和六十三年三月十日	昭和六十三年三月十日

鳥取県告示第八百八十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字八幡字山ノ下一八四の一・一八九・一九〇の一・一九一の一・一九二の一・一九三の一・一九四の一（以上七筆について

て次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 潮害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

2-1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字赤碓字花見一九三三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間 平成元年十月二十九日から同年十一月六日まで
- 三 作業地域 東伯郡三朝町

鳥取県告示第八百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称 倉吉市上井西土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成元年一月三十一日から平成二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 倉吉市上井字外中島、字内中島及び字柳原の各一部
- 四 事務所の所在地 倉吉市上井町一丁目七一四
- 五 設立認可の年月日 平成元年一月二十八日
- 六 事業年度

- 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所及び倉吉市役所の提示場に提示して行う。
- 八 変更認可の年月日 平成元年八月十八日

鳥取県告示第八百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画公園事業 二・二・六十三号立六南公園
- 三 事業施行期間 平成元年八月二十五日から平成二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 鳥取市立川町六丁目地内
使用の部分 なし

鳥取県告示第八百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・六十九号大覚寺南公園

三 事業施行期間

平成元年八月二十五日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市大覚寺字澤地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第八百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十号浜坂東公園

三 事業施行期間

平成元年八月二十五日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市浜坂字高態地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第八百八十七号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	平成元年 八月十八日	指定番号	四七一	住 所	鳥取市永楽温 泉町一六一	名 称	株式会社ふそ う銀行鳥取 前支店	売りさばき場所	鳥取市永楽温泉町 一六一 株式会社ふそ う銀行鳥取 前支店
"	"	四七二	鳥取市扇町三 二	株式会社ふそ う銀行鳥取南 支店	鳥取市扇町三二 鳥取南支店	鳥取市扇町三二 鳥取南支店	鳥取市扇町三二 鳥取南支店	鳥取市扇町三二 鳥取南支店	
"	"	四七三	鳥取市材木町 二二六	株式会社ふそ う銀行鳥取北 支店	鳥取市材木町二二 六 鳥取北支店	鳥取市材木町二二 六 鳥取北支店	鳥取市材木町二二 六 鳥取北支店	鳥取市材木町二二 六 鳥取北支店	
"	"	四七四	岩美郡国府町 新通り三丁目 三三三	株式会社ふそ う銀行鳥取東 支店	岩美郡国府町新通 り三丁目三三三 株式会社ふそ う銀行鳥取東 支店	岩美郡国府町新通 り三丁目三三三 株式会社ふそ う銀行鳥取東 支店	岩美郡国府町新通 り三丁目三三三 株式会社ふそ う銀行鳥取東 支店	岩美郡国府町新通 り三丁目三三三 株式会社ふそ う銀行鳥取東 支店	
"	"	四七五	鳥取市田園町 四丁目三七五	株式会社ふそ う銀行田園町 支店	鳥取市田園町四丁 目三七五 株式会社ふそ う銀行田園町 支店	鳥取市田園町四丁 目三七五 株式会社ふそ う銀行田園町 支店	鳥取市田園町四丁 目三七五 株式会社ふそ う銀行田園町 支店	鳥取市田園町四丁 目三七五 株式会社ふそ う銀行田園町 支店	
"	"	四七六	鳥取市御弓町 二〇	株式会社ふそ う銀行御弓町 支店	鳥取市御弓町二〇 株式会社ふそ う銀行御弓町 支店	鳥取市御弓町二〇 株式会社ふそ う銀行御弓町 支店	鳥取市御弓町二〇 株式会社ふそ う銀行御弓町 支店	鳥取市御弓町二〇 株式会社ふそ う銀行御弓町 支店	
"	"	四七七	鳥取市行徳ろ 四三二一一	株式会社ふそ う銀行行徳ろ 支店	鳥取市行徳ろ四三 二一一 株式会社ふそ う銀行行徳ろ 支店	鳥取市行徳ろ四三 二一一 株式会社ふそ う銀行行徳ろ 支店	鳥取市行徳ろ四三 二一一 株式会社ふそ う銀行行徳ろ 支店	鳥取市行徳ろ四三 二一一 株式会社ふそ う銀行行徳ろ 支店	
"	"	四七八	鳥取市湖山町 北三丁目一一 二	株式会社ふそ う銀行湖山町 支店	鳥取市湖山町北三 丁目一一二 株式会社ふそ う銀行湖山町 支店	鳥取市湖山町北三 丁目一一二 株式会社ふそ う銀行湖山町 支店	鳥取市湖山町北三 丁目一一二 株式会社ふそ う銀行湖山町 支店	鳥取市湖山町北三 丁目一一二 株式会社ふそ う銀行湖山町 支店	
"	"	四七九	鳥取市賀露町 一一四二一一 二	株式会社ふそ う銀行賀露町 支店	鳥取市賀露町一一 四二一一二 株式会社ふそ う銀行賀露町 支店	鳥取市賀露町一一 四二一一二 株式会社ふそ う銀行賀露町 支店	鳥取市賀露町一一 四二一一二 株式会社ふそ う銀行賀露町 支店	鳥取市賀露町一一 四二一一二 株式会社ふそ う銀行賀露町 支店	
"	"	四八〇	岩美郡岩美町 大字浦富一五 四六	株式会社ふそ う銀行岩美支 店	岩美郡岩美町大 字浦富一五四 六 株式会社ふそ う銀行岩美支 店	岩美郡岩美町大 字浦富一五四 六 株式会社ふそ う銀行岩美支 店	岩美郡岩美町大 字浦富一五四 六 株式会社ふそ う銀行岩美支 店	岩美郡岩美町大 字浦富一五四 六 株式会社ふそ う銀行岩美支 店	
"	"	四八一	八頭郡家町 大字郡家四 五一六	株式会社ふそ う銀行郡家支 店	八頭郡家町大 字郡家四五一 六 株式会社ふそ う銀行郡家支 店	八頭郡家町大 字郡家四五一 六 株式会社ふそ う銀行郡家支 店	八頭郡家町大 字郡家四五一 六 株式会社ふそ う銀行郡家支 店	八頭郡家町大 字郡家四五一 六 株式会社ふそ う銀行郡家支 店	

指定年月日	"	指定番号	四八二	住 所	八頭郡智頭町 大字智頭一五 三四一三	名 称	株式会社ふそ う銀行智頭支 店	売りさばき場所	八頭郡智頭町大 字智頭一五三 四一三 株式会社ふそ う銀行智頭支 店
"	"	四八三	気高郡青谷町 大字青谷四〇 一五十三	株式会社ふそ う銀行青谷支 店	気高郡青谷町大 字青谷四〇一 五十三 株式会社ふそ う銀行青谷支 店	気高郡青谷町大 字青谷四〇一 五十三 株式会社ふそ う銀行青谷支 店	気高郡青谷町大 字青谷四〇一 五十三 株式会社ふそ う銀行青谷支 店	気高郡青谷町大 字青谷四〇一 五十三 株式会社ふそ う銀行青谷支 店	
"	"	四八四	倉吉市山根五 四〇一一	株式会社ふそ う銀行倉吉支 前支店	倉吉市山根五四 〇 株式会社ふそ う銀行倉吉支 前支店	倉吉市山根五四 〇 株式会社ふそ う銀行倉吉支 前支店	倉吉市山根五四 〇 株式会社ふそ う銀行倉吉支 前支店	倉吉市山根五四 〇 株式会社ふそ う銀行倉吉支 前支店	
"	"	四八五	東伯郡三朝町 大字三朝七七 九一一	株式会社ふそ う銀行三朝支 店	東伯郡三朝町大 字三朝七七九 一一一 株式会社ふそ う銀行三朝支 店	東伯郡三朝町大 字三朝七七九 一一一 株式会社ふそ う銀行三朝支 店	東伯郡三朝町大 字三朝七七九 一一一 株式会社ふそ う銀行三朝支 店	東伯郡三朝町大 字三朝七七九 一一一 株式会社ふそ う銀行三朝支 店	
"	"	四八六	東伯郡東伯町 大字徳方四九 二一五	株式会社ふそ う銀行東伯支 店	東伯郡東伯町大 字徳方四九二 一五 株式会社ふそ う銀行東伯支 店	東伯郡東伯町大 字徳方四九二 一五 株式会社ふそ う銀行東伯支 店	東伯郡東伯町大 字徳方四九二 一五 株式会社ふそ う銀行東伯支 店	東伯郡東伯町大 字徳方四九二 一五 株式会社ふそ う銀行東伯支 店	
"	"	四八七	東伯郡東伯町 大字八橋三五 一一一	株式会社ふそ う銀行東伯支 店八橋出張所	東伯郡東伯町大 字八橋三五一一 一 株式会社ふそ う銀行東伯支 店八橋出張所	東伯郡東伯町大 字八橋三五一一 一 株式会社ふそ う銀行東伯支 店八橋出張所	東伯郡東伯町大 字八橋三五一一 一 株式会社ふそ う銀行東伯支 店八橋出張所	東伯郡東伯町大 字八橋三五一一 一 株式会社ふそ う銀行東伯支 店八橋出張所	
"	"	四八八	西伯郡名和町 大字御来屋九 五六	株式会社ふそ う銀行御来屋 支店	西伯郡名和町大 字御来屋九五 六 株式会社ふそ う銀行御来屋 支店	西伯郡名和町大 字御来屋九五 六 株式会社ふそ う銀行御来屋 支店	西伯郡名和町大 字御来屋九五 六 株式会社ふそ う銀行御来屋 支店	西伯郡名和町大 字御来屋九五 六 株式会社ふそ う銀行御来屋 支店	
"	"	四八九	米子市上福原 一六〇三一二	株式会社ふそ う銀行米子東 支店	米子市上福原一 六〇三一二 株式会社ふそ う銀行米子東 支店	米子市上福原一 六〇三一二 株式会社ふそ う銀行米子東 支店	米子市上福原一 六〇三一二 株式会社ふそ う銀行米子東 支店	米子市上福原一 六〇三一二 株式会社ふそ う銀行米子東 支店	
"	"	四九〇	米子市上後藤 一一二一四	株式会社ふそ う銀行米子西 支店	米子市上後藤一 一二一四 株式会社ふそ う銀行米子西 支店	米子市上後藤一 一二一四 株式会社ふそ う銀行米子西 支店	米子市上後藤一 一二一四 株式会社ふそ う銀行米子西 支店	米子市上後藤一 一二一四 株式会社ふそ う銀行米子西 支店	
"	"	四九一	米子市富士見 二町二丁目二 二	株式会社ふそ う銀行米子中 央支店	米子市富士見町 二丁目二二二 株式会社ふそ う銀行米子中 央支店	米子市富士見町 二丁目二二二 株式会社ふそ う銀行米子中 央支店	米子市富士見町 二丁目二二二 株式会社ふそ う銀行米子中 央支店	米子市富士見町 二丁目二二二 株式会社ふそ う銀行米子中 央支店	
"	"	四九二	米子市蚊屋二 〇〇一五三	株式会社ふそ う銀行日野橋 支店	米子市蚊屋二〇 〇一五三 株式会社ふそ う銀行日野橋 支店	米子市蚊屋二〇 〇一五三 株式会社ふそ う銀行日野橋 支店	米子市蚊屋二〇 〇一五三 株式会社ふそ う銀行日野橋 支店	米子市蚊屋二〇 〇一五三 株式会社ふそ う銀行日野橋 支店	
"	"	四九三	日野郡江府町 大字江尾一八 五八	株式会社ふそ う銀行江府支 店	日野郡江府町大 字江尾一八五 八 株式会社ふそ う銀行江府支 店	日野郡江府町大 字江尾一八五 八 株式会社ふそ う銀行江府支 店	日野郡江府町大 字江尾一八五 八 株式会社ふそ う銀行江府支 店	日野郡江府町大 字江尾一八五 八 株式会社ふそ う銀行江府支 店	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年八月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年八月二十九日(火)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 平成二年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

2 その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の
工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成元年8月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
平成元年 11月6日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
11月7日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
11月9日 (木)	9時30分から 12時30分まで	第二、四、五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

11月10日 (金)	9時30分から 12時30分まで 13時から 17時まで	第二種 第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
---------------	---------------------------------------	------------	----------------------

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続き

(1) 受付期間

平成元年9月20日(水)から10月6日(金)まで(郵送の場合は、平成元年10月6日(金)までの消印があるものは、有効とする。)

(2) 提出先

郵便番号 680

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(電話) 0857-26-5165

(3) 提出書類

ア 受講申請書

(2)の提出先、鳥取県総務部消防防災課及び各消防本部に備付けのものによる。なお、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

イ 写真

提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

1の講習の区分につき 5,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話 0857-26-5165)又は鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、平成元年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

平成元年8月25日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 実施する検定職種

機械加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、さく井、金型製作、工場板金、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服

製造、和裁、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウオール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て及び建設機械整備については、特級として、機械検査については、特級、1級及び2級に区分して、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工については、単一等級として、その他の職種については、1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

ア 平成元年12月8日(金)から平成2年3月4日(日)までの間に
 において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成元年12月1日(金)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、金型製作、紳士服製造、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工及び内装仕上げ施工	平成2年2月4日(日)
さく井、半導体製品製造、プリント配線盤製造、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、婦人子供服製造、和裁、パン製造、水産練り製品製造、防水施工、機械・プラント製図及びバルコニー施工	平成2年2月11日(日)
工場板金、機械保全、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、菓子製造、型枠施工、コンクリート圧送施工、カーテンウオール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工	平成2年2月18日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成元年10月2日(月)から平成元年10月16日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機械加工	12,500円
金属プレス加工	12,500円
仕上げ	12,500円
機械検査	特 級 12,500円
	1級及び2級 9,000円
電子機器組立て	12,500円
電気機器組立て	12,500円

建設機械整備	12,500円
さく井	12,500円
金型製作	12,500円
工場板金	12,500円
機械保全	12,500円
半導体製品製造	12,500円
プリント配線板製造	12,500円
鉄道車両製造・整備	12,500円
油圧装置調整	10,500円
農業機械整備	10,500円
冷凍空気調和機器施工	11,500円
婦人子供服製造	9,000円
紳士服製造	10,500円
和裁	8,000円
石材施工	12,500円
ポンプ製造	12,500円
菓子製造	11,500円
水産練り製品製造	12,500円
建築大工	10,500円
かわらぶき	12,500円
配管	10,500円
型枠施工	12,500円
鉄筋施工	10,500円
コンクリート圧送施工	11,500円

防水施工	12,500円
内装仕上げ施工	12,500円
カーテンウォール施工	11,500円
ガラス施工	12,500円
テフニカルイラストレーション	7,500円
機械・プラント製図	7,500円
電気製図	7,500円
塗装	10,500円
電子回路接続	12,500円
樹脂接着剤注入施工	12,500円
バルコニー施工	11,500円

1 学科試験の手数料
2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成2年8月29日(木)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成2年8月30日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7281)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。